

平成17年(ワ)第[redacted]号

決 定

(破産手続開始決定時の住所及び死亡時の住所)

京都市 [redacted]

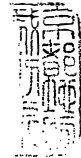
破 産 者 亡 [redacted] [redacted]


主 文

破産者について免責を許可する。


理 由

- 1 一件記録によれば、破産者亡 [redacted] (昭和19年 [redacted] 月 [redacted] 日生) は、平成17年3月1日当裁判所に対し、5人の債権者に約2億1665万円の債務を負担し支払不能の状態にあるとして破産の申立てをしたこと、当裁判所は平成17年3月18日午後5時破産者に対して破産手続開始決定をし、同時に破産手続廃止の決定をしたこと、併せて免責についての意見申述期間を平成17年5月17日までと定めたこと、破産者は上記意見申述期間の最終日である平成17年5月17日に死亡したことが、それぞれ認められる。
- 2 破産者の相続人である [redacted] (破産者の夫) 及び [redacted] (破産者の子) は、死亡した破産者について免責を許可されるよう上申しており、事情として、 [redacted] [redacted] については民法921条2号により単純承認の効果が発生しており、 [redacted] については現在熟慮期間中である旨上申している。
- 3 本件においては、破産手続は、破産者の死亡前に既に廃止が確定しており、破産宣告後の死亡による破産手続の続行を規定した破産法227条の適用の余地はない。
- 4 ところで、免責申立権が一身専属的なものか否かについては、法文上明確な規定はなく、解釈に委ねられていると解されるところ、本件においては、 [redacted] に関してはもはや相続放棄あるいは限定承認することができないことからすれば、



破産者について免責の許可がなされなければ、は破産者の債務を相続せざるを得ないことになる。

とりわけ、本件においては、破産者の債務はその殆どが保証債務であって、免責に関し債権者からの反対の意見申述は全くなく、免責不許可事由の存在も窺われないことが一件記録上認められ、もし破産者が死亡しなければ意見申述期間満了直後に免責が許可された蓋然性が高かったことからすれば、免責の許可があった後に破産者が死亡した場合に比し、免責の許可前に死亡すれば免責を認める余地が全くないとするのは、その相続人に与える不利益が大きすぎると言わなければならない。

5 当裁判所は、死亡した者についても免責を許可することが出来ると解し、破産者亡には免責不許可事由が認められないことを理由として、主文のとおり決定する。

平成17年9月28日

京都地方裁判所第5民事部

裁判官 古川 行 男

これは正本である
同日同庁
裁判所書記官

牛窓信孝



平成17年(フ)第[]号

破産者(債務者) []

平成17年9月7日

京都地方裁判所 第5民事部 破産10係 御中

〒[]-[]

京都市[]

上申人(破産者相続人) []

同 所

上申人(破産者法定相続人) []

〒604-0845

京都市中京区烏丸通御池上ル二条殿町538番地 萬成ビル5階

けやき法律事務所

TEL 075-211-4643

FAX 075-211-8552

上記上申人ら代理人

弁護士 中村 広明 []

免責に関する上申(伺い)書

1 破産者は、平成17年3月1日、御庁に対し、破産手続開始、破産手続の同時廃止及び免責許可の申立をし、御庁は、同年3月18日午後5時、破産手続開始及び破産手続廃止の決定をしました。同決定において、免責についての意見申述期間が同年5月17日までと定められました(上記破産手続開始及び破産手続廃止の決定は確定していると解されます)。

ところが、破産者は、上記意見申述期間満了日である同年5月17日、死亡してしまいました。

2 上申人[]は、破産者の夫であり、破産者の相続人です(民法921条2号により単純承認の効果が発生しています)。

上申人[]は、破産者の二男であり、法定相続人ですが、平成17年8月12日の京都家庭裁判所の審判で、破産者の長男・[]とともに、いわゆる熟慮期間が平成17年11月17日まで延長されているものです。

3 後記の理由により、破産者が申し立てていた免責許可について、「破産者亡[]について、免責を許可する」旨の決定をしていただきたく、上申かたがたお

伺いいたします。なお、何らかの申立が必要な場合には、追完いたします。

記

- 1 本件は、破産手続開始決定（新破産法30条）及び破産手続廃止決定（新法216条）が確定した後、免責許可の申立をしていた破産者（債務者）が死亡した事案です。
- 2 高松高裁平成8年5月15日決定（判例時報1586号79頁、佐藤鉄男判例評釈＝判例時報1597号232頁、佐藤鉄男・判例評論460号70頁＝判例時報1597号232頁）は、破産宣告後に破産者が死亡し、旧破産法130条によりその相続財産につき破産手続が続行され、破産廃止決定がされた場合において、破産者の相続人が免責申立をした事案について、「破産宣告後に破産者が死亡した場合には、その相続財産（ただし、破産宣告後の新得財産を除く。）につき破産手続が続行されることになるところ、破産者の相続人は、破産法33条に則り、破産者に対して有する債権につき相続債権者と同一の権利を有する者として、破産債権者たり得ることに照らすと、破産者の相続人を右破産手続の承継人とみることはできず、相続財産自体を右破産手続の当事者（破産者）とみ、法人格なき財団に破産能力を認めるのを相当とする。してみれば、破産者の相続人が右破産手続の当事者であったことを前提に、免責の申立てをする余地はないというほかない」として、破産者の相続人の免責申立却下決定に対する即時抗告を棄却しました。
- 3 本件は、高松高裁のケースと違い、破産者の死亡前に破産手続廃止決定が確定して既に破産手続は終結しており、破産者自身により免責許可の申立もされて免責許可の許否の決定を待つだけの段階に至って破産者が死亡した事案です（新法227条も、破産手続開始決定後に破産者について相続が開始したときは、当該相続財産についてその破産手続を続行すると規定するが、本件では破産者死亡前に破産手続廃止決定が確定しているから、法227条が適用されるケースではない）。

固定主義（新法34条、2条5項）により、既に破産手続開始決定の時点で破産財団も破産債権者も範囲が法的に固まっていることとの関係で、破産手続開始決定及び免責許可の申立の後に破産者が死亡した場合において、新法252条1項所定の免責不許可事由がない場合には、亡破産者について免責許可決定がされてしかるべきと考えます。

添付書類

- | | |
|--------------------------|----|
| (1) 委任状 | 2通 |
| (2) 相続の承認又は放棄期間伸長の審判（写し） | 1通 |